

公安委員会 説明資料No. 1	「警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等について	令和5年12月7日 長官官房 生活安全局 交通局
<p><b>1 趣旨</b></p> <p>現行法上、申請・届出や作成・保存の方法について、フロッピーディスク等の特定の記録媒体の使用を定める規定が数多く存在し、手続のオンライン化や新たな情報通信技術の導入・活用の妨げとなっている状況を一掃し、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるよう、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和4年12月21日デジタル臨時行政調査会決定）において、令和5年中に「磁気ディスク」等の記録媒体の使用を定める規定の見直しを行うこととされた。</p> <p>これを踏まえ、警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）等の改正を行うもの。</p> <p><b>2 内閣府令案等の概要</b></p> <p>警備業法施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「遊技機規則」という。）等の6つの国家公安委員会規則について、磁気ディスク等の記録媒体の使用を定める規定を、「電磁的記録媒体」の使用を定める規定に改めるほか、遊技機規則については、電磁的記録媒体による提出が可能となる書類を追加するなど、所要の規定の整備を行う。</p> <p><b>3 意見公募手続の実施結果</b></p> <p>本内閣府令案等について意見公募手続（10月27日から11月25日まで）を実施した結果、2件の意見が寄せられた。</p> <p><b>4 施行期日</b></p> <p>公布の日</p>		

公安委員会	「犯罪収益移転危険度調査書」の	令和5年12月7日
説明資料No. 2	作成・公表について	刑事局

## 1 趣旨

犯罪収益移転防止法に基づき、国家公安委員会が、毎年、事業者が行う取引の種別ごとにマネー・ローンダリング等に悪用される危険度等を記載した「犯罪収益移転危険度調査書」を作成・公表するもの。

事業者は、調査書の記載内容を勘案して、マネー・ローンダリング等の疑いの有無を判断の上、疑わしい取引の届出を行うとともに、取引時確認等を的確に行うための措置を講じることとなる。

## 2 調査書の概要

- 我が国を取り巻く地理的環境、社会的環境、経済的環境、犯罪情勢等の広範なリスクを示した上、マネー・ローンダリング事犯等の分析として、主体、手口等を記載。
- 取引形態、国・地域、顧客属性及び特定事業者が取り扱う商品・サービスについて、危険度を評価。
- マネー・ローンダリング等対策に関する事業者等の取組事例や、効果的な疑わしい取引の届出内容等を記載。

## 3 昨年からの主な変更点

- マネー・ローンダリング事犯の主体（暴力団、特殊詐欺の犯行グループ、来日外国人犯罪グループ）に関する分析を深化させ、特に特殊詐欺をめぐる近年の犯罪情勢等について記載を充実した。
- 令和4年の犯罪収益移転防止法改正により電子決済手段等取引業者が新たに特定事業者として追加されたことを踏まえ、「電子決済手段等取引業者が取り扱う電子決済手段」のリスク評価を行い、「危険性の認められる主な商品・サービス」として新たに記載した。
- FATFによる声明、レポート等を参照し、ミャンマーとの取引により生じるリスクについて記載したほか、国際的に被害が広がっているランサムウェアや暗号資産をめぐる国際的な動向、我が国を取り巻く状況等について紹介した。

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. <b>3</b></p>	<p>次期通常国会提出予定法律案</p> <p>件名・要旨について</p>	<p>令和5年12月7日</p> <p>長官官房</p>
<p>1 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案【保安課】 <p>最近における銃砲をめぐる情勢に鑑み、銃砲等の発射及び所持に関する罰則を強化するとともに、電磁石銃の所持禁止、ライフル銃の範囲の拡大等の措置を講ずる。</p> </li> <li>○ 道路交通法の一部を改正する法律案【交通企画課】 <p>最近における道路交通をめぐる情勢等に鑑み、自転車等の交通事故を防止するための所要の規定の整備等を行う。</p> </li> <li>○ 自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案【交通規制課】 <p>国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、保管場所標章に関する規定を削除する。</p> </li> </ul> <p>2 今後の予定</p> <p>令和6年1月、「内閣提出予定法律案等件名・要旨調」として内閣官房から公表予定</p>		

公安委員会	第91回国際刑事警察機構(ICPO)	令和5年12月7日
説明資料No. 4	総会の開催結果について	刑事局

## 1 ICPO総会について

ICPOの最高の意思決定機関であり、各加盟国の代表によって組織され、年1回開催される。総会における主な議題は、

- 予算の承認
- 規則の制定
- 新規加盟申請の承認

等である。

## 2 開催日及び場所

日程：令和5年11月28日(火)から12月1日(金)までの4日間

場所：オーストリア(ウィーン)

出席者：国際捜査管理官等

## 3 会議の概要

### (1) ICPOの財政及び規則関係

- 2024年予算の決定
- 各国分担金の決定
- ICPO憲章等の改定

### (2) ICPOへの新規加盟申請

パラオ共和国の新規加盟申請の承認

(ICPOの加盟国数は196の国・地域へ)

## 4 今後の総会開催地

第92回総会の開催地については次のとおり決定済み。

- 第92回(2024年)：英国

また、今回の総会において第93回総会の開催地が次のとおり決定された。

- 第93回(2025年)：モロッコ